岐阜市立島中学校 部活動規約 (学校の部活動に係る活動方針)

第 1 章 名 称

第 1 条 「島中学校部活動」と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 学校の教育目標達成の一環として、生徒の「生きる力」の育成と豊かな学校生活の実現に向け、責任感や連帯感の涵養に努めるとともに、個性や能力の伸長を図ることを目的とする。

第 3 章 運営組織

- 第3条学校教育の一環として、円滑な活動と一貫した指導ができるように、次の会を置く。
 - (1) 顧問会 … 各部の代表顧問で構成し、部活動主任を議長として、活動上の諸問題について協議し、職員会への議案作成にあたる。
 - (2) 育成会 … 部活動に加入している部員の保護者で構成し、別に定める会則により運営し、育成会ごとに、代表・会計・会計監査などの役員を置く。
 - (3) 部長会 … 各部の部長(生徒)で構成し、部活動主任等からの指導を受け、諸問題の自 治的な解決にあたる。
- 第 4 条 設置する部活動については別に定める。ただし、中体連主催の大会において、設置部活動種 目以外の競技種目への参加希望がある場合は、校長の承認を得て、大会期間中に限りその競 技種目に引率顧問をおき部活動を設置する。

第 4 章 部 員

- 第 5 条 学校が定めた部へ加入した生徒を部員とする。
- 第 6 条 学校が定めたいずれかの部への加入は、任意とする。
- 第 7 条 学校が定めた部への加入については、一年間ごとの更新制とし、保護者連名による入部届を、 学級担任を通して顧問に提出し、校長の承認をもって入部とする。
- 第 8 条 退部,転部等は,本人・保護者と学級担任・該当部活動の顧問と十分な相談の上,部活動主任に退部届,転部届を提出し,校長の承認をもって成立する。

第 5 章 活動

- 第 9 条 活動は、顧問、または、部活動指導員が指導につくことを原則とし、社会人指導者のみの活動は認められない。
- 第10条 活動時間及び活動場所については、各部活動顧問が作成した「月別活動計画表」により、校 長が認めた活動とし、平日の放課から下校時刻までの活動とする。
- 第11条 休日の活動は、保護者クラブの運営とする。ただし、大会等の参加規定により部活動顧問の 引率が条件となっている場合は、部活動として実施し顧問が引率する。
- 第12条 長期休業中における活動は別途計画書による。
- 第13条 【申請による部活動】校外研修,全校研究会,職員会,指導部会,学年会,PTA行事,生徒会専門委員会,期末テスト前1週間,中間テスト前5日間は,原則活動を停止する。ただし,大会一週間前については,申請書を部活動主任に提出し校長の承認可を得て,顧問の指導のもと,会議がない時のみ活動を認める。活動時間は最大1時間とし下校時刻までとする。

第14条 【11月,12月,1月の延長部活動】中体連主催・後援,市民総合体育大会(教育委員会主催)のみ,大会1週間前については,申請書を部活動主任に提出し校長の承認可を得て,顧問の指導のもと,時間延長部活を認める。ただし,下校時刻は17時を越えないものとする。

第 6 章 部の新設・廃止

- 第15条 新設は複数顧問の配置と施設等の条件,10名以上の部員の確保を満たすことを条件とし, 企画委員会で審議し,校長が認めた場合とする。ただし,活動内容を考慮し,10名未満の 部員数でも新設を認める場合もある。
- 第16条 参加生徒の減少,校地など活動場所の減少,生徒指導上の問題,専門技能の必要な部活動, 免許などでの指導者の不在,顧問の確保が困難の場合,存続について企画委員会で審議し, 校長の判断のもと決定する。

第 7 章 顧問及び社会人指導者

- 第17条 各部の顧問は、部ごとに2名以上の教職員を充当することを原則とし、校長が指名する。
- 第18条 社会人指導者は、各部育成会と顧問が十分な話し合いの上で校長に具申し、校長が面談の上 決定し、委嘱する。
- 第19条 社会人指導者は部活動規約にそって、顧問の補佐として技術指導にあたることとする。なお、 部活動の指導としてふさわしくない言動があった場合は、校長が該当部等と相談の上、罷免 することができる。

第 8 章 活動の計画と記録

- 第20条 顧問は次の計画書と名簿を部活動主任に提出し、校長の承認を得る。
 - (1) 月別指導計画書 … 活動時間,活動内容,指導者名を記載し,月初めに提出する。 遠距離,宿泊を伴う活動・大会参加には校長の許可を得る。
 - (2) 活動の記録 … 顧問は加入者名簿・月別指導計画書を常備する。

第 9 章 各部会の活動費

- 第21条 部活動に係る費用は、各部で徴収する部費と育成会補助金を充てることとする。ただし、これらの他に、大会参加に係る費用等、臨時に徴収する場合がある。
- 第22条 各部の育成会会計は、収支決算をし、各部において決算報告をする。

第 10章 「保護者クラブ」

第23条 部活動を補完することを目的に、育成会において、保護者クラブを設置することができる。 第5条に定める部活動に所属する生徒及びその保護者が別に定める「保護者クラブ規約」に 基づき、保護者の運営するクラブとして実施することができる。ただし部活動の趣旨や目的 に準ずるものとする。

第 1 1 章 そ の 他

第24条 諸問題が生じた場合には、部活動担当者を通して部活動顧問会で協議し、校長が判断する。

島中学校 部活動規約【細則】

1 設置種目

【体育系】野球, サッカー, ソフトボール, ソフトテニス(男・女), 陸上競技 バスケットボール(男・女), バレーボール(男・女), 卓球, 剣道

【文化系】美術、ギター・マンドリン

- * 令和5年2月、地域ボランティア活動を主な活動とする「CVS部」を設置した。CVS部の活動は年間10回程度であることから、育成会を設置せず、部長会にも所属しない。
- 2 最終下校時刻(15分前に活動を終えて,校門を出る時刻)

1月~10月 16時45分

11月·12月 16時30分

3 活動場所

(1) 活動場所は、部員数・各部の特性・各部の状況を考慮して顧問会で合議の上決定する。

① 体育館

- ・練習後は、モップをかけ、使用した用具は整理して片付ける。
- ・退場するときは、窓を閉め、電気を消す。
- ・器具やネット、暗幕は丁寧に扱う。
- ②グラウンド, テニスコート
- ・練習後は、整地し、使用した道具は整理して片付ける。
- ③格技場
- ・練習後は、戸締りをして、電気を消す。

4)部室

- ・鍵は学校と顧問で管理し、部室は顧問の責任で管理する。
- ・落書きをしたり、不要物を持ち込んだりしない。
- ・整理整頓に心がけ、定期的に掃除をする。部室前もきれいにする。
- ・練習中,練習後は必ず施錠をする。
- ・活動時間以外は、部室の出入りを禁止する。
- (2) 雨天時,文化系部活動を除いて,原則校舎内を活動場所とすることはできない。ただし,指導者のもとで体幹トレーニング等を指定された場所で行うことは認める。
- (3) 更衣場所は原則として活動場所、または指定された場所とする。荷物は活動場所に持っていくこととする。
- (4) 部活動に使用した個人の道具類は個人が責任をもって管理する。
- (5) 活動に使用した場所(教室・体育館・グラウンド・職員玄関など)の戸締りは使用した部の顧問または部活動指導員が責任をもって施錠、鍵の返却を行う。

4 活動方法

- (1) 公式試合のユニホームは、各部の選択によって決める。
- (2) 活動中の服装は、本校指定の体操服を原則とする。ただし、各部で認められた服装は認める。また、学校休業日も同様とする。
- (3)部活動後の下校時の服装は、本校指定の体操服を認める。

- 5 学校管理下における部活動中の傷害への対応
 - (1) 活動中に生徒が傷害を受けたときの補償は、日本スポーツ振興センターを適用する。
 - (2) 活動中に指導者が傷害を受けたときは、公務傷害の認定を申請する。
 - (3) 活動中に生徒が施設や物を破損したときは、各部または個人が賠償責任保険に加入している場合はその保険を適用する。

6 学校外での会場移動について

- (1) 会場までは公共交通機関の利用、もしくは、保護者の責任において行う。
- (2) 公共交通機関等での移動ができない場合は、現地集合、現地解散とし、交通手段については保護者に一任する。
- (3) 活動場所が近隣で自転車を利用する場合,移動経路や人数を考慮し安全確保を第一とする。生徒にはヘルメットの着用及び交通ルールの遵守,自転車損害賠償責任保険への加入を事前に指導し,顧問や保護者が同行又は拠点で安全指導を行うなど安全確保に努める。

7 その他

- (1) 上記の活動上の注意事項が守れない場合は、活動停止処分などを実施する場合がある。
- (2) 活動で優秀な成績をあげた個人、団体は全校放送・全校集会などで表彰をする。
- (3) 優勝旗,優勝カップ,楯などは校長室前などの展示ケースに入れる。
- (4) 中体連主催の駅伝競走大会に関わる活動については、別に定める。
- (附則) 本規約は平成31年4月1日より施行する。 本規約は令和5年8月1日より改定実施する。